Tibullus, 1.9.21-22

日向太郎

はじめに

ティブッルスは、第 1 巻第 9 歌(以下 1.9)において、同巻第 4 歌および第 8 歌と同様に、少年愛について歌っている。名前が挙がっていないので、「私」の呼びかける少年が誰なのか定かではないが、それはおそらく 1.4 および 1.8 同様マラトゥスだろう*1。1.4 の末尾では、この少年が冷酷な態度を取って、恋する「私」を苦しめることが言われている。1.8 では、少年自身がポロエーなる女性に対する恋に目覚め、苦しんでいることが歌われる。「私」は「恋愛の師(magister amoris)」として、したり顔で彼に忠告を加えたり、彼に冷たい態度を取る女性を戒めたりする。そして、いわゆる「マラトゥス作品群」の最後にあたるこの歌において、詩人は、少年が自分を裏切り富裕な恋敵に身を任せたことを断固たる態度で糾弾し、少年に訣別を言い渡す。

「私」はかつて富がもたらす災いについて、以下のように戒めたことを想起している (1.9.17-30)*2。

admonui quotiens "auro ne pollue formam:
saepe solent auro multa subesse mala.
divitiis captus si quis violavit amorem,
asperaque est illi difficilisque Venus.

ure meum potius flamma caput et pete ferro
corpus et intorto verbere terga seca.
nec tibi celandi spes sit peccare paranti:
scit deus, occultos qui vetat esse dolos.
ipse deus tacito permisit lingua ministro
ederet ut multo libera verba mero;
ipse deus somno domitos emittere vocem
iussit et invitos facta tegenda loqui."
haec ego dicebam: nunc me flevisse loquentem,

^{*}I D. F. Bright, *Haec mihi fingebam. Tibullus in his World*, Leiden, Brill 1978, p. 249: "(...) the very omission of the name enhances the vigor of Tibullus' indignation without obscuring his point. There can be no doubt that the boy is Marathus."

^{*2} 以下に引用するテクストおよび apparatus は、G. Luck, *Albius Tibullus Carmina*, Stuttgart und Leipzig, Teubner 1998 に基づく。

nunc pudet ad teneros procubuisse pedes.

30

21 potius codd.: si vis Montaigne 24 scit Voss, Postgate: sit AGVX+: est fH: vetat fH: vetat AGVX+ 25 lingua Rigler, Haupt: lene HV²: leve AVX+: laene G: laeva Y: lege Della Corte

私は何度君に忠告したことか。「黄金によって容貌を汚すことがないようにしたまえ。しばしば黄金には多くの災いが隠れているものだ(17-18)。もし誰かが富に心を奪われ、愛を汚したとするならば、ウェヌスは彼に対して冷酷で敵対的になるだろう(19-20)。むしろ我が頭を焼くがよい、刃で我が肉体を突け。背をよじれた鞭で打つがよい(21-22)。罪を犯そうとするならば、君はこれを隠せると望んではならない。神は知っており、欺きが隠れていることを拒む(23-24)。神御自身が、口数の少ない下僕に、大量の葡萄酒によって舌が自由な言葉を発するように許したのだ(25-26)。神御自身が、眠気に負かされた者らに声を出すよう、望まないのに隠すべきことを話すよう命じた(27-28)。」このようなことを、私は口にしていた。今は、話しながら涙を流したことや柔らかい足許に平伏したことを恥じている(29-30)。

21-22 の「むしろ我が頭を焼くがよい、刃で我が肉体を突け。背をよじれた鞭で打つがよい」の 2 行は唐突な印象を禁じ得ない。文脈に即して無理のない範囲で考えれば、命令は少年に向かっていると思われる。だが、そうだとすると、何故突然少年に自分を罰することを命じているのか不可解である。この couplet の直前と直後にある少年に対する戒めや脅しにもそぐわない。

仮に、この 2 行を取り除いてみよう。19-24 の一節は、「もし誰かが富に心を奪われ、愛を汚したとするならば、ウェヌスは彼に対して冷酷で敵対的になるだろう(19-20)。罪を犯そうとするならば、君はこれを隠せると望んではならない。神は知っており、欺きが隠れていることを拒む(23-24)」となる。つまり「私」は、19-20 において、富に心を奪われて愛の掟を破る者に課される神罰を一般原則的に述べた上で、「罪を犯そう(=愛の掟を破ろう)」としながらこれを隠そうとしている「君」という特定の個人に神罰が及ぶことを警告していることになる。一般原則から個別例に向かう言説の流れは、円滑であり、無理がないものとなる。説諭的な調子は維持され、その台詞は「恋愛の師」として語りかける「私」に相応しい。

写本通りに読む場合、解釈にはどうしても無理な補いが必要となる。たとえば、Dissenは以下のように説明している*3。

^{*3} L. Dissen, Albii Tibulli carmina, pars posterior, Göttingen 1835, p. 183.

Malim potius servilia supplicia pati, dicebam, quam periurum te videam. Servi, ut constat, severissimis poenis afficiebantur a dominis crudelibus vel leves ob causas, urebantur admotis facibus aut lamina candente, vulnerabantur ferro, verberabantur flagellis.

すなわち、マラトゥスから裏切られるよりも(periurum te videam)、むしろマラトゥスから奴隷のように頭を焼かれたり、体を刺されたり、鞭打ちを受ける方がましだと解することになるが、potius(むしろ)という言葉が示唆する体罰との比較対象として「マラトゥスの裏切り」を即座に想定するというのは、文脈上かなり困難であるように思われる。恋愛の掟に背いた者への罰に触れている2つの couplet に挟まれて、罪ある者(マラトゥス)に罪のない自ら(「私」)への責め苦を課すよう命ずるのは、不自然である*4。しかし、大多数の注釈者はこの不合理を甘んじて受け入れてきた*5。

Smith は、モンテーニュが Tibullus, 1.9.21-22 を『エセー』第 2 巻第 12 章(「レーモン・スボンの弁護」)において引用していることを指摘している*6。しかし、モンテーニュはここで potius のかわりに si vis(君が望むならば)と記している(Ure meum si vis flamma caput, et pete ferro | corpus, et intorto verbere terga seca)*7。そのことには、奇妙にも Smith は触れていない。モンテーニュがティブッルスのどんな刊本もしくは写本を参照しているのかは不明であるが*8、引用したモンテーニュ自身がこの文脈における potius の解釈に疑

^{*4} Cfr. F. Della Corte, *Tibullo. Le Elegie*, Milano, Mondadori 1980, ad loc.: "Se l'apostrofe fosse rivolta a Marato, non si comprende perché il *caput*, il *corpus* e i *terga* siano di Tibullo e non del colpevole."

^{*5} W. Wimmel, Der frühe Tibull, München, Fink 1968, p. 95: "(...) einmal bedauernde Reue, dem zarten Knaben gegenüber innerlich so weit gegangen zu sein; zweitens, und darüber hinaus, wächst die Idee in Tibull, solche Schmerzen selbst zu leiden. Ja die Vorstellung solcher Schmerzen ist ihm lieber als der Gedanke, Marathus an einen Reichen zu verlieren." P. Murgatroyd, Tibullus I. A Commentary on the First Book of the Elegies of Albius Tibullus, Pietermaritzburg, University of Natal Press 1980, ad loc.: "It seems most likely that the lines are addressed to the puer delicatus and that Tibullus is asking the boy to take him as his abject slave and treat him as he wishes, rather than sell himself." R. Perrelli (Commento a Tibullo: Elegie, Libro I, Rubbettino, Soveria Mannelli 2002, ad loc.) は、Venus ヘ呼びかけているという解釈は困難があるとした上で、"Più probabilmente il discorso, che è introdotto da Adomonui quotiens, è rivolto a Marato e il suo significato è pressappoco 'Fammi tutto ma non tradirmi per un amante ricco" とする。R. Maltby, Tibullus: Elegies. Text, Introduction and Commentary, Cambridge, Francis Cairns 2002, ad loc.: "Tibullus would rather suffer traditional slave punishments, presumably as a slave of Marathus (servitium amoris), than see Marathus sell himself."

^{*6} K. F. Smith, *The Elegies of Albius Tibullus*, New York, Cincinnati, Chicago, American Book Company 1913, ad loc.

^{*7} Michel de Montaigne, *Essais II*, édition d'E. Naya, D. Reguig-Naya et A. Tarrête, Paris, Gallimard 2009 (Folio classique), p. 192.

^{*8} ティブッルスの引用の直前で、モンテーニュは Petronius, Satyricon, 117.5 に言及している。上記 Gallimard 版の注(II, p. 708)および宮下志朗訳の注(『エセー』4, 白水社 2010, p. 302 n. 68)によれば、モンテーニュは両箇所がともに引用されている Iustus Lipsius, Saturnalium sermonum libri duo qui de gladiatoribus, Antverpiae, apud Christophorum Plantinum 1585, p. 93 (Liber II Caput V) を参照しているようである。ただ

問を抱き、改変した可能性もあるのではないか。いずれにせよ、従来の研究者らが当該詩 行の抱える問題を過小視してきたことは否めない。

以上の検討を踏まえ、この問題の2行の存在自体を疑問視し、削除するという解決策もあり得るだろう。ただ、削除が適切だと主張するならば、何故この couplet がこの箇所に挿入されるに至ったか、その経緯を説明する必要がある。それは、たしかに困難である。そこで以下、この2行を可能な限り生かす方針で問題解決を試みる。

I servitium amoris?

自身の肉体に責め苦を加えるように呼びかける言葉は、ティブッルスの作品中、他の箇所でも認められる。

Ure ferum et torque, libeat ne dicere quicquam magnificum posthac: horrida verba doma.

(1.5.5-6)

尊大な者を焼き、苛むがよい、今後いかなる大言壮語をも吐くのも望まないよう。荒い言葉を抑えよ。

I.9.21 と同様に、命令形 ure が冒頭に置かれているこの一節には、恋人デーリアに暴言を吐いたことの反省、彼女に対する未練が表明されている。「私」は、恋人との関係を修復し、いわゆる servitium amoris に戻るために、自身に奴隷的体罰が加えられることを進んで受け入れようとしている。2.3 を締め括る 2 行 Ducite: ad imperium dominae sulcabimus agros: | non ego me vinclis verberibusque nego. (2.3.79–80) には、自身が恋人ネメシスと結ばれることに絶望しつつも、彼女の魅力の虜となった自分は奴隷とならざるを得ないという自嘲めいた諦観が込められている。servitium amoris の甘受という点で、I.5.5–6 と共通している。いずれも文脈上、何の問題もない。他方、I.9.2I-22 は文脈に即しているとは言い難い。また、I.5.5–6 および 2.3.79–80 は、あくまでも自身が隷属状態にあることを伝えれば十分であり、体罰の方法については略式で述べれば事足りた。ところが、この両者と異なり、I.9.2I-22 には 3 通りの方法が具体的に述べられている。それぞれに命令法が用いられ、対格によって行為の及ぶ体の部分が、奪格によって用いる道具が特定されている。I.9.2I-22 では、いわば体罰そのものの列挙と表現が眼目となっている。

翻って考えるに、そもそも体罰は何のために加えられるのだろうか。25-28 においては、普段は口の堅い奴隷たちが、酩酊や睡眠の状態にあるとき、無意識のうちに主人の

し、リプシウス自身はティブッルスの一節を写本伝承通りに引用している。

秘密を喋ってしまったことが歌われている。そこで、21-22 で挙げられている具体的な体 罰が、servitium amoris を表現するのではなく、本来は奴隷の自白を目的とする拷問として言及されていたのではないかと推定することは、ごく自然である。もし、1.9.21-22 の meum にしかるべき修正を施し、28 行の直後に置くならば、文脈上の問題は緩和されるだろう。「私」は、マラトゥスの下僕らが彼の裏切りの事実を酒の席や睡眠時についつい漏らしたことを指摘した上で、罪を確証すべく、彼に向かってその下僕に対する拷問の執行を命じているのではないか(「君は、むしろ[下僕の]頭を焼くがよい、刃でその肉体を突け。背をよじれた鞭で打つがよい」)*9。移動した場合、potius が、拷問による自白と (25-28 における) 酩酊時や睡眠時における無意識の漏洩とを比較して、「むしろ」を意味することは明白である。1.9.21-22 を伝承通りの位置に置いた場合(つまり、「私」がマラトゥスから拷問を受けることの比較対象として「マラトゥスの裏切り」を補って解釈する場合)よりも、potius の理解は容易になるだろう。

焼いた刃や煉瓦を奴隷の自白に用いることについては、たとえばプロペルティウス 4.7 にも認められる。キュンティアの亡霊は、自分を毒殺した(疑いのある)奴隷をこの 種の責め苦にかけるよう詩人に促している(4.7.35–38: Lygdamus uratur: candescat lamina vernae. | sensi ego, cum insidiis pallida vina bibi | aut Nomas. arcanas tollat versuta salivas. | dicet damnatas ignea testa manus)*10。

さらに、紀元前 99 年に執政官を務めた弁論家マールクス・アントーニウス(前 143-86年)について、ウァレリウス・マクシムスは彼がウェスタの巫女と性的関係を持ったと告発されたことに触れているが、その一節は 1.9 と少なからぬ関連を持っているように思われる。

M. Antonius avorum nostrorum temporibus clarissimus orator incesti reus agebatur. cuius in iudicio accusatores servum in quaestionem perseverantissime

^{*9} 主語が「君」すなわちマラトゥスであるとしても、彼は拷問の執行自体を他人に委ねても構わない。ure などの一連の命令形によって、「私」は奴隷の生殺与奪権を持つマラトゥスに、拷問が執行されることを 認めるよう命じていると考えればよい。たとえば、Verg. Aen. 6.152 でシビュッラはアエネーアースにミーセーヌスの亡骸を運び出し、墓に安置することを命ずるが、実際に亡骸の搬送と埋葬にあたるのは、英雄 の同志たちである。

^{*10} P. Fedeli (*Properzio. Elegie Libro IV*, Bari, Adriatica 1965, ad 4.7.35) は、以下の箇所を比較例として挙げている。Vitr. 7.9.5; Plaut. *Asin.* 548 ss; Cic. *Verr.* 2.5.163; Lucr. 3.1017; Val. Max. 6.8.1. また、R. Dimundo (*Properzio 4.7*, Bari, Edipuglia 1990, ad loc.) は Plaut. *Asin.* の他、以下の箇所を挙げている。Hor. *Epist.* 1.15.36; Tib. 1.5.5–6; Tib. 1.9.21–22; Sen. *Epist.* 78.19; Petr. 105.4. プラウトゥスは、カタログ風に奴隷が受ける拷問器具を列挙している。qui advorsum stimulos, lamminas crucesque compedesque, | nervos, catenas, carceres, numellas, pedicas, boias, | inductoresque acerrumos gnarosque nostri tergi (家畜用の突き棒、熱した刃、十字架、手枷、首縄、鎖、牢獄、首枷、足枷、首輪、極めて冷酷にして、我らの背中を知る絵描き(=鞭)に対する者は……)。ウァレリウス・マクシムスの例については、本考察の後続部分を参照。

postulabant, quod ab eo, cum ad stuprum irent, lanternam praelatam contenderent. erat autem is etiam tum inberbis et stabat (in) corona videbatque rem ad suos cruciatus pertinere, nec tamen eos fugitavit. ille vero, ut domum quoque ventum est, Antonium hoc nomine vehementius confusum et sollicitum ultro est hortatus ut se iudicibus torquendum traderet, adfirmans nullum ore suo verbum exiturum, quo causa eius laederetur, ac promissi fidem mira patientia praestitit: plurimis etenim laceratus verberibus eculeoque inpositus, candentibus etiam lamminis ustus omnem vim accusationis custodita rei salute subvertit. argui fortuna merito potest, quod tam pium et tam fortem spiritum servili nomine inclusit. (Valerius, 6.8.1)

我々の父祖の時代もっとも高名な弁論家であったマールクス・アントーニウスが、不貞の罪で告訴されたときのことである。告発者らは、彼の奴隷を法廷の場で吟味するよう、極めて執拗に要求した。というのも、彼らの言うところでは、アントーニウスが密会に向かう際、彼が提灯を携えていたからである。奴隷は当時まだ髭も生えておらず、傍聴人たちのあいだに立っていた。事は自分の拷問にかかわることを分かってはいたが、拷問から逃げることはなかった。むしろ彼は、家に戻るや否や、このためにひどく狼狽し心配したアントーニウスを、自分の方から促し、自身を拷問にかけるべく裁判官に引渡すように言った。自分は主人の分が悪くなるような言葉をけっしている漏らすことはないと確言し、そしてその約束が嘘でないことを驚くべき忍耐で示した。実際、何度となく鞭で打たれ、木馬責めに合い、熱した刃ですら焼かれたが、被告の安泰を守り、告発に基づくあらゆる責め苦を斥けたのだった。運命が非難されるのも当然のことであり得よう。というのも、かくも忠義で勇気ある精神を、下郎の名に閉じ込めてしまったからである。

木馬責めは別としても、熱した刃を体に当てたり、鞭打ちを加える拷問は、1.9.21-22で言われている責め苦とも共通している。奴隷が主人を不貞の糾弾から守ろうとしている状況も(もっともマラトゥスの奴隷たちは酒を飲んだり、眠っているあいだに秘匿すべきことをついつい喋ってしまうのだが)、1.9 に類似している。マールクス・アントーニウスについての上記のようなエピソードを伝える作家は、ウァレリウス以外には知られていないが、時代的に言って、彼よりもアントーニウスに近いティブッルスもまた知っていたはずである。そして、詩人は1.9を創作するときに、このエピソードを念頭に置いていた可能性もある。マラトゥスの奴隷よろしく、彼が逢引をするときに何度もその提灯持ちすら務めたことに触れた41-42 (O quotiens, vobis ne quisquam conscius esset, | ipse comes

multa lumina nocte tuli!) もそのことを示唆する。これは、アントーニウスの奴隷が、主人の密会につき添って、提灯持ちを務めたという点(ab eo, cum ad stuprum irent, lanternam praelatam)についての詩人の記憶に基づいているのではないか。

2 meum caput

残る問題は、caput という名詞と一緒に用いられている meum である。これについては、かわりに mereo の現在分詞 merens を本来の読みとして提案する。つまり、頭は「(焼かれるという責め苦)に相応しい」の意味に取る。主人の秘密を隠そうとする下僕は、主人の共犯者であるから、彼の頭は拷問を受けるに相応しいのである。この動詞が、「[罰に]相当する」の意味で、現在分詞で用いられている例としては、scelus expendisse merentem | Laocoonta ferunt (Verg. Aen. 2.229)「ラーオコーンはそれが当然であるように、罪の償いをしたのだと人々は言う」、sumpsisse merentis | laudabor poenas (Verg. Aen. 2.585)「私は、罰を受けるべき人を罰したとして褒められるだろう」、cives odere merentem (Ov. Met. 8.116)「[メガラの] 市民たちは、憎まれて当然である者(=私)を憎む」が挙げられるだろう。なお、罰や責め苦を受けるべき人間の体の部分に、mereo が限定辞として用いられる例としては、プロペルティウスの以下の一節が挙げられる。

imponitque notam collo morsuque cruentat, praecipueque oculos, qui meruere, ferit. (Propertius, 4.8.65–66)

(キュンティアは私の) 首筋に傷をつけて、噛みついて血を流す。とりわけ、 そうされて当然である目を傷めつける。

ケルススの以下の一節では、mereo が現在分詞の形で、(人ではなく) 人の臓器に用いられている。

Neque credendum utique nostris est, qui cum in adversa valetudine vinum aut frigidam aquam concupiverunt, deliciarum patrocinium in accusatione[m] non merentis stomachi habent. (Celsus, 1.8.2)

我々の患者の言うことを、けっして信じてはならない。彼らは、健康がすぐれないときに葡萄酒や冷たい水を所望した上で、快楽を擁護して断罪されるいわれの無い胃を断罪する。

さらに、一層注目すべき例は、オウィディウス『名婦の書簡』の以下の一節である*11。

Haec mihi narraras et me movere. merentem ure: minor culpa poena futura mea est.

(Heroides, 7.85–86)

このことをあなたは話し、それは私を動揺させました。焼かれるべき我が身を焼いてください。そうすれば、私の罰(=生きている限り続く恋の苦しみ)は罪よりも軽くなることでしょう。

アエネーアースは、ディードーにトロイア陥落の物語を聞かせる。彼が、トロイアの脱出に際して、妻クレウーサを見殺しにしてしまったことを知り、彼の薄情さに彼女は衝撃を受けたはずである。それにもかかわらず、彼女は亡夫に対する貞潔の誓いを破り、彼に恋してしまった。だから、彼女はその身を焼かれるという罰を受けてしかるべきである*12。ここでは、ure が merentem と近接して置かれている。もし本考察の推論が正しければ、オウィディウスの上記一節は 1.9.21 に含まれる本来の読み、merens に影響を受けていると考えられる。

おわりに

以上の考察に基づき、想定される本文は、1.9.17-30の範囲で、以下の通りである。

admonui quotiens "auro ne pollue formam: saepe solent auro multa subesse mala. divitiis captus si quis violavit amorem, asperaque est illi difficilisque Venus. nec tibi celandi spes sit peccare paranti: 23 scit deus, occultos qui vetat esse dolos. ipse deus tacito permisit lene ministro, 25 ederet ut multo libera verba mero; ipse deus somno domitos emittere vocem iussit et invitos facta tegenda loqui. 2.8 ure merens potius flamma caput et pete ferro 21 corpus et intorto verbere terga seca!" 22 haec ego dicebam: nunc me flevisse loquentem, 29 nunc pudet ad teneros procubuisse pedes. 30

^{*}II 本文は、P. E. Knox, Ovid Heroides. Select Epistles, Cambrige UP 1995 に基づく。

^{*12} Cfr. Knox, op. cit., ad 7.85.

私は何度君に忠告したことか。「黄金によって容貌を汚すことがないようにしたまえ。しばしば黄金には多くの災いが隠れているものだ(17-18)。もし誰かが富に心を奪われ、愛を汚したとするならば、ウェヌスは彼に対して冷酷で敵対的になるだろう(19-20)。罪を犯そうとするならば、君はこれを隠せると望んではならない。神は知っており、欺きが隠れていることを拒む(23-24)。神御自身が、口数の少ない下僕に、大量の葡萄酒によって舌が自由な言葉を発するように許したのだ(25-26)。神御自身が、眠気に負かされた者らに声を出すよう、望まないのに隠すべきことを話すよう命じた(27-28)。いっその事(potius)、君は罰を受けるに相応しい(merens)頭を焼くがよい、刃で肉体を突け。背をよじれた鞭で打つがよい(21-22)。」このようなことを、私は口にしていた。今は、話しながら涙を流したことや柔らかい足許に平伏したことを恥じている(29-30)。

I.9 の冒頭では、「もし君が後から哀れな恋心を傷つけようとするつもりだったならば、何故神々にかけて、こっそり破ることになる約束を与えたりしたのだ。ああ、哀れなる者よ、たとい誰かがはじめは偽りの誓いを隠したとしても、後になって音を立てない歩みで、「罰」はやってくるのだから(I-4: Quid mihi, si fueras miseros laesurus amores, | foedera per divos, clam violanda, dabas? | Ah! miser etsi quis primo periuria celat, | sera tamen tacitis Poena venit pedibus)」と隠蔽した罪が罰せられることを確言する。ところが、その直後には、「天の神々よ、どうかお情けを!美しき者らは罰を受けることなく、一度はあなた方神々の御威光を愚弄することができます。それは正当なことです(5-6: parcite, caelestes: aequum est impune licere | numina formosis ludere vestra semel)」と口走っている。マラトゥスに対して強く厳しい態度で臨み、彼の裏切りを非難し始めながら、美少年に対する未練がそうさせるのか、彼が犯した罪に対する許しを神々に乞うている。

同様の心理の揺れ動きは、行の移動によって $_{17-30}$ の範囲でも、効果的に表現されることになるだろう。金持ちに靡き、愛の盟約を破ったマラトゥスを言葉の上では激しく責め立てながらも、 $_{29-30}$ にあるように、「私」は涙を流して少年の足許に平伏する。「私」の言説は、完了時称で導入され(admonui $_{17}$)、未完了時称で結ばれる(dicebat $_{29}$])。「私」は、マラトゥスの裏切りが事実であったとしても、それを直視したくはない。だから、彼の罪状を決定づけるような拷問を本来は望んでいない。未完了時称は、奴隷への拷問を要求する強硬な言葉で少年を追い詰めながらも、同時に少年への執着を隠せなくなった「私」の心理状態を反映しており、弱みを露呈しているのである。

なお、このように想定した本文から現行の本文への移行過程についても、説明を加えておこう。まずは merens という文字の末尾の音節が、おそらくはカロリング・ルネサンスより以前に、汚れや破損などの事故によって読めなくなったと考えられる。ティブッルスの servitium amoris の傾向を知る人は、1.5.5-6 (ure ferum et torque ... horrida verba doma)を想い起こし、ure で始まる当該 couplet もまた自分への虐待を呼びかける一節であるとみなし、meum という推定を本文に加えたのだろう。29-30 で言われている「私」の涙ながらの平伏も、そのような推定の一因となったかも知れない。いったん meum という読みが確定すると、今度はこの位置で potius がいかなる比較を想定しているのか、当然問題になる。そこで、後の世代の人は、文脈的に「マラトゥスの裏切り」が比較の対象となるべきだと考え、裏切りを意味し得る violavit amorem (19) なる語句に近づけるべく、当該couplet を現行の位置に移動したと思われる*13。

(東京大学)

^{*13} 本考察を査読された方々から、多くの有益なご指摘を賜りました。厚く御礼申し上げます。